

平成28年2月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年2月10日(水) 午後2時 中辺路行政局 大会議室

農業委員数39名

出席者39名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	更井 寛司	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅	12番	皿田 功
13番	田渕 宏	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	青木 登
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力	24番	寒川 加代子
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治	28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強	39番	蔭地 明一		

欠席者 なし

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 10番 丸屋 弘吉 11番 小谷 清雅

議長 皆さん、こんにちは。梅の花もいよいよ満開を迎えております。今般、農振除外について話題に上っていますが、今日はそういった話も聞きたいと思っています。この定例委員会の後、農地プランと農業再生協議会もごございますので、その関係者の方には残っていただきたいと思っております。それでは、北川農業振興課長より農振除外についての説明がございまして、よろしくお願ひします。

北川 課長 農業振興課の北川です。日頃は地域の農業振興に何かとご尽力を賜りましてありがとうございます。農業振興地域の農用地の転用といったものについて、県がコンパクトなまちづくりをしようという方針の下で、厳格化をして行こうという話が出ております。委員の皆様には委員会で細かく説明いただいているということをお伺ひしております。市としても、これを受けて、農振除外の事務を所管してございまして、農地を転用できないようなものを受け付けて良いのかということもあり、考え方等をご説明させていただきます。具体的に申し上げますと、県は昨年8月に厳格化を表面化し、10ha以上の優良な集団農地の定義が厳しくなるということが予測されております。このようなことから、県内でも意見が多々あるようでございまして、この1月に知事が田辺市長のほか、主だったところに説明に来られております。市長からも、この件については市町村によって事情も違うというような中で、一概に同じような形でというのは難しいのが現状であり、後継者の住宅や津波浸水区域からの移転、負債整理などの案件には、ある程度柔軟な対応をしていただきたいということを知事に対し申し出をされております。今日も農業振興地域の除外申請が出されておりますが、この

事務につきましては田辺市として農業振興地域の除外が難しいという案件については窓口の時点で対応しますが、可能性のあるものについては事務的に受付をさせていただきまして、農業委員会に提出させていただき、県に進達させていただくという事務手続きを進めていきたいと思っています。ただ、委員の皆さんにご審議いただいた案件であっても、今後、県の合意が得られないものが出てくるということをご了解いただきたいと思います。今後、この件についてはいろいろと議論されると思いますが、そのようなスタンスで行政としては進めていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議 長
委員 全員
議 長

はい、ありがとうございます。何かご質問はございますか。

なし。

ないようでございます。それでは最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は286㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は水稻です。以上編入1件、編入合計286㎡です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は721㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は農業用倉庫でございます。河川沿いで10haはないという判断です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,431㎡、他1筆、合計3,216㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。市道と山林に挟まれた土地で10haはないという判断です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は3,403㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は一般住宅でございます。県道沿いで宅地に囲まれており、ここで分断できるという判断です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は956㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は駐車場及び資材置場でございます。宅地と河川と県道で分断されているという判断です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は278㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は一般住宅でございます。ここはほぼ住宅街の真中ということで除外できるという判断です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は209㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は一般住宅でございます。宅地と宅地の間になりますので除外できるという判断です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は565㎡、他1筆、合計935㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は一般住宅と駐車場です。県道で分断され、10haはないという判断です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は携帯電話基地局です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は982㎡、他1筆、合計2,551㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パ

ネル設置です。ここは周りに農地が広がっていますが、段差をもって分断されているという判断です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は963㎡、地目は台帳が畑、現況が休耕地です。変更の理由は太陽光パネル設置です。山林に囲まれた土地で、山林と段差で分断されているという判断です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は325㎡、地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は一般住宅です。集団農地という扱いになっていますが、一般住宅の特例で除外できるという判断です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は329㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置です。周りに農地が広がっていますが、タンクの傍ということと周りの段差で除外できるという判断です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,032㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は共同住宅です。河川と市道と裏が宅地に囲まれていますので除外できるという判断です。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は76㎡、他1筆、合計261㎡です。地目は台帳が田、現況が雑種地です。変更の理由は駐車場です。ここは道路と駐車場が整備されていますが、神社等の整備のためと周りの段差で除外できるという判断です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、編入合計は286㎡、除外14件、除外合計は15,180㎡です。総計は14,894㎡です。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は294㎡、他2筆、合計783㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。1番から6番までは同じところに固まった場所にあり全体面積が10haもなく、集団農地でないという判断です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は232㎡、他3筆、合計1,571㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は160㎡、他1筆、合計441㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は588㎡、他2筆、合計1,516㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は185㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は309㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外6件、除外合計は4,805㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は261㎡、他4筆、合計1,244㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置です。集団農地でないという判断です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は760㎡です。地目は台帳、現況共

に田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。集団農地でないという判断です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,588㎡、他2筆、合計1,726㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置です。集団農地でないという判断です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外3件、除外合計は3,730㎡です。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は757㎡、他3筆、合計1,201㎡です。地目は台帳が田、現況が休耕田です。変更の理由は太陽光パネル設置です。大塔農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は1,201㎡です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番、4番、5番について異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。こういった土地区画整理事業の中にあっても、農振除外はしなければならないのですか。

農振課 尾崎

この場所については、田辺バイパスのところで用途区域と農振地域の境になっており、そのバイパスから海側についてはほぼ用途地域ですが、この一角だけ農振地域の中に入っている農地でした。開発時には通常、農振除外を全部される時もありますが、ここだけ凹んでおり、農用地として残っていましたので、手続き上、農振除外の案件に申請する必要があるということです。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。はい、わかりました。異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番、8番について問題はありますが、一般住宅なら除外できるという説明がありましたかどうということですか。

農振課 尾崎

今回の厳格化の中で、一団の集団農地と扱われているところは集合住宅や太陽光パネルについては転用は難しいということになりますが、ただ第1種農地扱いになっても後継者住宅や販売が既に決まっている一般住宅の特例として、宅地と宅地の間のところについては認められるという例外があります。ちょうどこれに当たる案件であります。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。はい、わかりました。異議ございません。

議 長

はい、9番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。9番、10番、11番について異議ございません。

議 長

はい、12番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。12番、13番について異議ございません。

議 長

はい、14番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議	長	はい、15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	田辺農業振興地域整備計画変更申請の15件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番から6番まで同じ場所でございます。耕作している方がいましたが、高齢のため作れないということになり、一帯を太陽光パネルにしたいということでございます。異議ございません。
議	長	龍神農業振興地域整備計画変更申請の6件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、2番について異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	中辺路農業振興地域整備計画変更申請の3件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請の1番をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	大塔農業振興地域整備計画変更申請の1件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、農地保全対策事業の対象農地の確認についての説明がございました。
農振課	田上	毎年、農業委員の皆様にご協力していただいております田辺市農地保全対策事業についてですが、本年度も多くの申請がありました。つきましては、本事業の対象となるには借り入れた農用地において耕作されていることが条件となっています。つきましては、耕作の確認について委員の皆さんにご協力いただき事業を円滑に進めて行こうと考えていますのでご協力のほどよろしく申し上げます。今回、申請のあった地区の農業委員の皆様には確認の依頼文と申請のあった農地の対象者の名簿をお配りさせていただいておりますので、もし、耕作等されていない農地がありましたら農業振興課までご連絡ください。その他の農業委員の皆様には制度のチラシのみをお配りさせていただいておりますのでご確認だけよろしく申し上げます。
議	長	続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がござい

農振課 田上 まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,000㎡、他1筆、合計5,438㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成28年1月18日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は952㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成28年1月21日です。以上、報告させていただきます。

議 長 はい。ありがとうございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の6,100㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成28年3月1日から平成34年2月28日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の583㎡、他3筆、合計1,782㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年3月1日から平成33年2月28日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,425㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年3月1日から平成38年2月28日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,189㎡、他1筆、合計4,856㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年3月1日から平成34年2月28日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の5,899㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間17万円、口座払い、期間は平成28年3月1日から平成34年2月28日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の753㎡、他7筆、合計2,694㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用代借の梅、期間は平成28年3月1日から平成38年2月28日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の383㎡、他3筆、合計1,798㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のブルーベリー、期間は平成28年3月1日から平成33年2月28日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の730㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年3月1日から平成31年2月28日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の979㎡、他1筆、合計1,536㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年3月1日から平成33年12月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の573㎡、他3筆、合計2,819㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年3月1日から平成33年12月31日

の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の573㎡、他3筆、合計2、510㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年3月1日から平成33年12月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の946㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間5,000円、持参払い、期間は平成28年3月1日から平成31年2月28日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の366㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1,500円、持参払い、期間は平成28年3月1日から平成33年2月28日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の710㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間3,500円、持参払い、期間は平成28年3月1日から平成33年2月28日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,926㎡、他2筆、合計8,681㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年3月1日から平成48年2月29日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,133㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年3月1日から平成48年2月28日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の837㎡、他3筆、合計1,244㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年3月1日から平成31年2月28日の新規です。合計17件、43筆、47,229㎡、貸手17名、借手13名です。この17件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長
〇〇番 委員

はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは体を壊されており、〇〇〇〇さんは後継者もおられて規模を広げたいということです。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、2番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは青年就農者で更新です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは青年就農者で異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、4番。〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。

議 長
〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、6番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは叔父にあたります。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、7番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは近くで〇〇〇〇さんの農地を借りて耕作しています。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、8番。〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんもこの近隣を契約しておられます。異議ご

議 長 ざいませぬ。
 ○○番 委員 はい、9番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。9番、10番、11番ですが、いずれも新規になっています。借り手の○○○○さんは他でも利用権設定をして耕作しておりますので、問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、12番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。12番、13番、14番について、いずれも更新です。異議ございません。

議 長 はい、15番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。異議ございません。

議 長 はい、16番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。以前から熱心に耕作されておりましたが、ちょっとしんどくなってきたということをお聞きしております。異議ございません。

議 長 はい、17番。
 ○○番 委員 ○○番○○です。本件については中間管理機構を利用するというので、異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。17件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんはございません。本日の会議録署名委員に、10番 丸屋弘吉委員さん、11番 小谷清雅委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に田、面積は589㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は233㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。3番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は366㎡、他3筆、合計1,115㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。4番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は649㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は247㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。6番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は

登記簿、現況共に畑、面積は233㎡、他1筆、合計457㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,591㎡、他1筆、合計5,767㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は952㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは他の田も作っておられるということで、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親子関係で異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。お孫さんで、近く〇〇〇〇に帰ってこられるということです。異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。後継者への贈与です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請8件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は565㎡、所有者が〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設で685㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。始末書の提出を依頼しています。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない

要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2月8日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請1件、5条申請5件、形状変更2件について現地調査を行いました。4条について説明させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇の手前150mで、現況は梅畑です。二方が道路に囲まれており、隣接同意もあります。転用理由は梅の収量も少なく、太陽光発電に転用したいということです。内容は太陽光パネル150枚、39kw発電、切土、盛土はなしです。排水は雨水は南側の水路へ流すということで、問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。許可が下りるまで工事はしないよう言っていたのですが、ユンボを入れて均しております。本人には事務局から始末書の提出の依頼をしてもらっています。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積435㎡、他1筆、合計955㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、955㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意不要です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況は畑、面積は664㎡の内616㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設616㎡、着工日、工事期間は許可日より1か月以内、農用地の内外は平成13年6月20日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。始末書ございます。この度、許可を受けず、工事を先行して行いました。売主から売買の話がありました時から登記簿の地目が雑種地であったため、梅の木が植わっていましたが売主の了解の下、農地法に触れることを知らずに梅の木を伐採してしまいました。深く反省するとともにお詫び申し上げます。今後は二度とこのようなことがないように十分気を付けますので今回に限りまして寛大なご措置をいただきますようお願い申し上げます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況は畑、面積は881㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規

模は太陽光発電施設、881㎡、着工日、工事期間は許可日より1か月以内、農用地の内外は平成13年6月20日に除外となっています。隣接同意は不要です。水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。始末書ございますが、2番と同様でございます。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は393㎡、他1筆、合計649㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、649㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。使用貸借20年間の設定です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は257㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公園、257㎡、着工日、工事期間は許可日より1か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ1, 200m、現況は梅畑です。周囲は三方が畑、一方が市道に面しており、周囲同意もあります。転用理由は改植する時期に来ており、太陽光発電をしたいということです。内容は太陽光パネル220枚、56kw発電、切土、盛土なしです。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。2番と3番につきましては、譲受人は同じ人で、申請場所は〇〇〇〇の下100m、現況は雑種地となっていました。周囲については雑種地、市道、里道で水利組合の同意もあります。渡し人は受け人の父親の友人で、〇〇〇〇に転居しており、農地で維持していくのも難しいので譲り渡し、太陽光発電で転用申請することです。2番は太陽光パネル225枚、58kw発電、3番は240枚、60kw発電です。切土、盛土なし、整地して設置します。排水等は雨水は自然浸透及び南側、東側に既設水路へ流します。問題ないと思います。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番、申請場所は〇〇〇〇の手前100mで、現況は休耕地です。東側は太陽光発電が設置されておりました。南、西、北側については休耕田で水利組合はありません。農作物では収益が見込めず、長年休耕地となっています。草刈りなど管理も大変なので、太陽光発電に転用したいということです。雨水は自然浸透です。問題はないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇より南へ200m、現況は休耕田です。東側は休耕田、南、西側は河川、北側も休耕地となっています。水利組合の同意もあります。申請地の一部を〇〇〇〇の水源地として長年借りて使用していました。

- が、この度、渡し人よりこの土地を譲り受け、水源地と地域住民の公園として整備いたしたく転用を申請します。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおりであります。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番については地籍調査の時に雑種地ということで登記しています。その後、梅を植えて農地として利用していました。買う方は雑種地ということで転用申請しなくても、そのまま工事できるのではないかということで、既に更地として均してしまっています。始末書も出ていますし問題ないと思います。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。貸人と借人は夫婦です。以上です。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、以上で5件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願いします。
- 岡内 係長 7ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は3,258㎡の内、839㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して、みかん畑にしたいです。着工日、工事期間は許可日より1か月以内、隣接同意、水利同意は不要です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,391㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑にしたいです。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ500m、現況はみかん畑です。隣接については東側が市道と河川、南側が宅地、西側と北側は本人所有地です。申請地は道路及び隣接地より低いため、嵩上げて排水を良くしたいということです。内容は盛土約1m、南側の宅地と境界にU字溝を設置するという事です。雨水は自然浸透と南側のU字溝へ流します。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇の手前100m、現況は田です。申請地の周囲は市道と本人所有地で、水利組合の同意もあります。変更理由は水田で稲作をしてきましたが、池が埋め立てられ用水が

来なくなるので畑に変更したいであります。盛土は約70cm、境界から50cm逃げで盛土します。雨水は自然浸透と西側、南側に水路があります。問題ないと思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。実は既に工事をしております。昨年の秋にハウスを取って、そのままにしておりましたが、今年になってから客土があったということで大分埋めています。本人には始末書の話はしています。周りについては害がありませんので異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 事前着工ということで、始末書の提出をお願いします。それでは2番。〇〇番〇〇です。池が埋め立てられるということで止むを得ないと思います。異議ございません。

議 長
委員 全員 はい、以上2件の形状変更願について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長
委員 全員 異議なし。

議 長
岡内 係長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願いします。

議 長
〇〇番 委員 8ページをお願いします。議案第5号農地等売渡あっせん申出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は717㎡、他1筆、合計1,057㎡、作物は梅、希望価格は合計300万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長
〇〇番 委員 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番。〇〇番〇〇です。娘さんがおられ、婿養子さんもおられますが、サラリーマンをされているということで、後継者がいない状況です。誰か買ってくれる方があればということで申出されています。以上です。

議 長
委員 全員 はい、ありがとうございます。議案第5号の1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

議 長
委員 全員 異議なし。

議 長
委員 全員 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

議 長
委員 全員 異議なし。

議 長
委員 全員 それでは、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。以上1件、あっせん委員の皆さんよろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

議 長
岡内 係長 9ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立についてです。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,756㎡、他1筆、合計5,638㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日、価格は平成28年1月14日、〇〇〇字〇〇〇〇が300万円、〇〇〇字〇〇〇〇が80万円、あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の3名でした。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員の皆さんご苦労様でした。只今の報告について、顛末の方よろしくお願ひします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さん宅で合意に至りました。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのこの畑を借りていまして、頑張り屋の青年です。以上です。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 10ページをお願いします。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は556㎡、賃貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成28年1月18日です。以上農地法第18条第6項の規定による通知について1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、1月の県農業会議提出案件の4条3件、5条14件、それから12月に保留となっていました5条1件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 なければ事務局から報告があります。

岡内 係長 先月の定例会でご指摘がございました、太陽光発電施設の周囲へのフェンスについては、法律上、設置義務はございません。しかし、関西電力さんへ申請する際、売電の契約条件として周囲にフェンスを設置するとが条件となっているとのこと。関西電力さんの現地調査も行われ、その後、売電の契約となるとのことでもあります。ただ、フェンス設置の例外があり、周囲に民家等がないなどの場合はフェンスの設置はないとのことでもあります。また、感電等の危険な部分は地下に埋められているとのことです。〇〇〇字〇〇〇〇の案件についてはフェンスを付けるとの回答をいただいております。また、保留となっております、〇〇〇字〇〇〇〇の太陽光発電については、まだ、植栽された図面の提出がなされていないことから、県の景観条例関係の承認が下りておりません。また一方で、県の農業会議では、先月27日に許可相当との答申が出されているところではありますが、県の担当課の農地課では、県の景観条例の承認が下り次第、同時に5条の許可書を発行することになっています。申請者にはその旨を伝えており、図面ができ次第、県に提出される模様です。

松平 主査 田辺市賃借料情報と個人番号及び本人確認書類の提出のお願いの資料説明あり。

愛須 局長 農業振興地域除外・農地転用基準の厳格化についての説明あり。

議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 5 0 分終了